

意見

我が国の卸売市場を取り巻く情勢は、少子高齢化による食料消費の減少や、消費・小売形態の変化、消費者ニーズの多様化等により大きく変化してきており、卸売市場においては、市場経由率の低下、取扱数量・金額の減少が続く状況にある。

大阪府中央卸売市場についても、取扱数量・金額は年々減少し、平成 21 年度の取扱数量は 302,345 トン（対前年度比 2.9%の減）、取扱金額は 979 億 6,600 万円（対前年度比 4.6%の減）となり、全盛期と比較して、取扱数量は 73%、取扱金額は 54%の水準となった。平成 21 年度の中央卸売市場事業会計は、3 億 2,200 万円の単年度赤字を計上し、累積欠損金については 124 億円 6,600 万円となるなど、厳しい経営状況が続いている。

このような厳しい状況を踏まえ、大阪府中央卸売市場のあり方については継続的に議論がなされており、平成 22 年 2 月の戦略本部会議において、「競争力のある総合食料物流基地」を目指す方針が示された。

まず、運営形態を見直し効率化を図るため、平成 24 年度を目途に指定管理者制度を導入することとなっている。指定管理者制度の導入を控え、効率的・効果的な市場運営を図るとともに、市場を取り巻く環境変化に対応するため、次の点に取り組まれない。

1 市場の活性化について

市場外流通の増大及び市場間競争の激化など、市場を取り巻く環境は一層厳しさを増している。このような環境の中、市場関係者からなる活性化協議会が組織され、市場の活性化策についての協議が進められているところである。

市場をはじめとする環境農林水産部は、市場の活性化に向けて、取扱量確保や施設利用率改善等について、場内業者とも連携して取り組まれない。

2 指定管理者制度導入に向けて

指定管理者制度の導入は、大阪府中央卸売市場の運営形態を見直し、効率化を図るための施策と位置づけられており、制度導入による効果として、少なくとも、現在の運営形態の実績と比較して、収益が改善し、経費の節減が図られることが期待されている。

制度導入に当たっては、事前に期待される効果を定量的に計画し、導入後においても効果の程度を定量的に測定することによって、有効性を評価し、報告する体制を整備する必要がある。

よって、今後の制度導入の検討に当たり、効果についての計画を策定するとともに、効果を測定する方策についても併せて検討されたい。

3 契約関係の検討・整理について

指定管理者制度の導入による効果を適切に測定するためには、制度導入までに、現状の枠組で実施可能な範囲については、管理業務の効率化を図る必要がある。

他市場と比較しても営業収支比率が低く、営業費用に占める委託費が高い水準にある

ことから、指定管理者制度の導入までに、管理費削減の余地がないかについて検討されたい。

具体的には、現在の契約関係について、管理業務の遂行上必要不可欠なものであるか、委託契約によって管理費が削減される等の有効性が十分にあるかという視点から、契約内容の見直しを検討されたい。特に、生ごみ高速減容化システム（コンポスト）の業務委託、有料駐車場の管理補助業務の業務委託及び株式会社大阪府食品流通センターとの立体駐車場賃貸借に係る契約関係については、契約自体の必要性及び契約条件について十分に検討されたい。

4 施設・設備の改修計画について

市場では、法定耐用年数を大幅に超過して使用されている施設・設備が散見されるなど、施設・設備の老朽化が進んでいる。現在の大規模改修計画の中には、概算工事費と実際工事費が著しく乖離している改修工事もあり、未実施の計画改修工事について大幅に乖離する可能性がないかについて調査の上、必要に応じて計画の見直しを検討されたい。

5 仲卸業者の直接集荷報告について

一部の仲卸業者の直接集荷実績書の届出が遅延していることにより、平成 21 年度に計上すべき売上高割使用料が平成 22 年度に計上されているものがあつた。

仲卸業者からの届出が遅滞なく、網羅的に提出されるよう指導するとともに、決算書の売上高割使用料が正しく対象年度に計上されるよう、内部統制の構築及び運用を検討されたい。